

栃木県教育大綱

令和 3 (2021) 年 3 月

栃木県

第1 はじめに

1 趣旨

人口減少・高齢化の進行、グローバル化の進展、AIやIoTなどの技術革新とそれを活用するSociety5.0へ向けた動き、豪雨・台風等による自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会は今、時代の大きな変化の中にあり、先を見通すことがますます困難となっています。

こうした予測困難な時代にあって、持続可能な社会を構築し、誇れるふるさととちぎをつくり、次の世代に確実に引き継いでいくためには、何よりも人づくりが重要であると考えます。特に、人生100年時代を迎える中で、人生のスタートラインに立つ子どもたちには、学び方や学ぶ基礎を確実に身に付けること、また、時代の変化を前向きに受け止め、乗り越えていけるたくましさや、多様な人々と協働し、新しい価値観や行動を生み出せる力、世界とのつながりを考える力などを育てることが大切です。更に、県外から多くの人を呼び込むためにも、「子どもを育てるなら栃木県が一番!」、「いくつになっても生きがいをもって元気に暮らせるのは栃木県!」、そして「家族と一緒に暮らすなら栃木県!」と思ってもらえるような教育環境等の充実が不可欠です。

平成29(2017)年度全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の公立学校における保護者の行事参加率は、小学校が全国1位、中学校が全国3位となっており、学校に協力的な保護者が多い現状が見られます。今後とも、この素地を生かし、学校と地域・家庭が一層連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていくことが重要であると考えます。

こうした考えのもと、今後5年間における栃木県の教育、文化等の振興に関する総合的な施策の目標や、根本的な方針を定める「栃木県教育大綱」を策定しました。

本大綱に基づき、知事部局と教育委員会が連携・協力を強化して各種施策に取り組むことで、とちぎの人づくりを推進していきます。

2 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、文化等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

令和2(2020)年度に、県政の基本方針である「とちぎ未来創造プラン」及び本県の教育振興基本計画である「栃木県教育振興基本計画2025」がそれぞれ策定されることから、これらとの整合性も図りながら策定したものです。

3 大綱の対象期間

対象期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

第2 基本目標

現在の社会は、未来を予測することが一層難しくなっている中で、これまでに経験したことのないような数多くの課題に直面しています。また、国連総会では2015年にSDGs（持続可能な開発目標）※¹を採択し、2030年までの達成を目指しています。

そのような社会の情勢を踏まえて、本大綱においては、未来を担う子どもたちが、予測困難な時代をたくましく生きるとともに、持続可能な社会を力を合わせて築いていくことができるよう、どのような状況においても「自分の未来を描き切り拓いていくことのできる力」の育成を目指し、以下のとおり、基本目標を設定しました。

また、そうした力を育成するためには、教員の指導力の向上をはじめとした学校における教育基盤のより一層の充実が重要であることから、基本目標1の中に位置付けることとします。

基本目標1 確かな学力、豊かな人間性、健康・体力等の調和のとれた発達を促すことによって 未来を切り拓く力の基礎を育みます

予測困難な時代をたくましく生きていくためには、生きて働く知識・技能に加えて、自ら問いを立て、答えが一つに定まらない問いにも自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、他者を尊重し協調・協働しようとする心、すべての活動の源となる体力などが必要です。

そこで、本県の教育では、教育の基盤の充実を図り、一人ひとりに応じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことを通して、未来を切り拓く力の基礎を育んでいきます。

基本目標2 人との関わりを通して生き方についての考えを深めることによって 自分の未来を創る力を育みます

時代の変化が激しく将来を展望しにくい状況においても、社会的・職業的自立を実現するためには、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けていくことが必要です。

そこで、本県の教育では、学校と家庭、事業所を含む地域の連携・協働を一層推進し、子どもたちが多様な人々との関わりを通して、社会の一員としての認識や、地域や家庭の中での役割など、自分の生き方についての考えを深め、未来を創る力を育んでいきます。

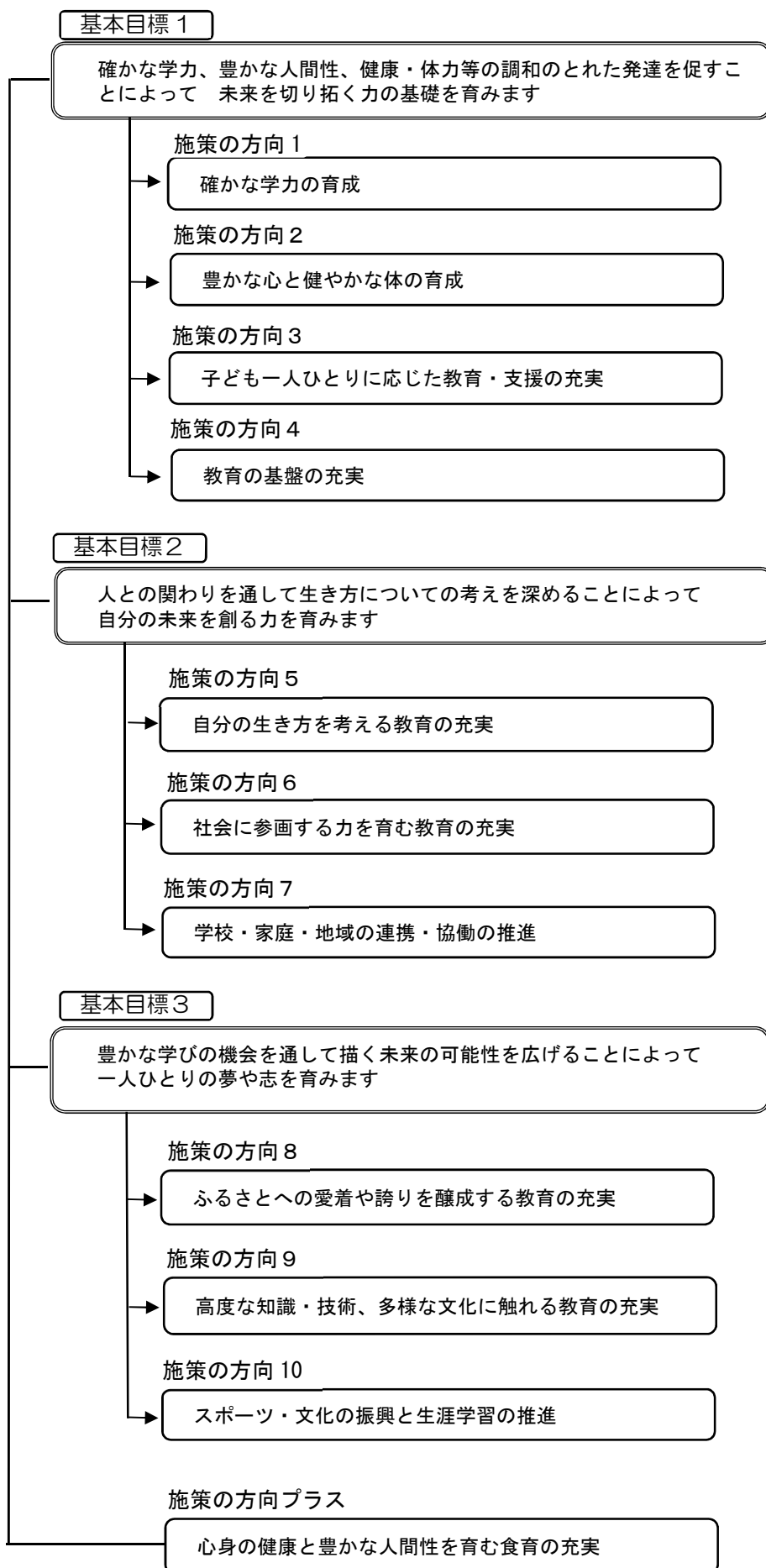
※1 Sustainable Development Goals の略。通称「グローバル・ゴールズ」。世界を持続可能な社会に変革するための17の目標。すべての国連加盟国が目標の達成に合意した。

基本目標 3 豊かな学びの機会を通して描く未来の可能性を広げることによって 一人ひとりの夢や志を育みます

一人ひとりの未来の可能性を広げ、夢や志を育むためには、自分の根となるふるさとをよく知るとともに、それまでの認識を新たにするような学びや体験が必要です。

そこで、本県の教育では、学びたいときに学ぶことができるよう生涯学習を推進するとともに、ふるさとへの愛着を深めるような学びや、高度な知識・技術に触れる機会、国際的な視野に立って考える機会、学ぶ人の世界を広げる機会など、豊かな学び・体験の機会を充実させ、一人ひとりの夢や志を育んでいきます。

第3 施策の方向の体系



第4 施策の方向

三つの基本目標の実現に向け、各基本目標のもとに、それぞれ「施策の方向」を定めます。

1 確かな学力の育成

子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びの実現を図るとともに、児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学びや協働的な学びを通して、確かな学力の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ・課題の発見や解決に向け主体的・協働的に学ぶ学習の推進
- ・とちぎっ子学力アッププロジェクト※²の推進
- ・情報活用能力やICTリテラシー※³の育成と情報モラルの醸成
- ・幼児教育の充実と幼小連携の推進
- ・家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組の推進 など

2 豊かな心と健やかな体の育成

自立した一人の人間として、自分の生き方を考え、多様な人々と共によりよく生きるための豊かな心を育み、生きる力の根底となる健やかな体の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
- ・子どもの読書活動の推進
- ・スクールソーシャルワーカーの活用等による貧困など家庭環境等に課題を抱えた児童生徒への支援の充実
- ・幼少期からの運動習慣の定着に向けた取組の推進
- ・ICT等の活用による児童生徒一人ひとりの体力の向上
- ・防災教育など安全教育の充実 など

※2 県内すべての公立小学校第4・5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象として「とちぎっ子学習状況調査」を実施し、学力や学習の状況等の把握・分析とともに、学校の検証改善サイクルの構築を支援する取組

※3 ICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力まで含む概念をいう。

3 子ども一人ひとりに応じた教育・支援の充実

生まれ育った国や家庭環境、障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して等しく教育を受けることができるよう、一人ひとりに応じた多様できめ細かな指導・支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・インクルーシブ教育システム※⁴を推進するための特別支援教育の充実
- ・就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- ・不登校児童生徒に対する個々の状況に応じた適切な支援
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援
- ・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援及び就業支援の推進
- ・幼児教育・保育の無償化や家庭の経済的負担軽減のための修学支援 など

4 教育の基盤の充実

すべての教育活動における安全・安心を確保するとともに、学習の基盤となる情報活用能力の育成に有効なＩＣＴの活用をはじめ、きめ細かな支援ができる教育環境の整備と特色ある学校づくりに取り組みます。また、学校における働き方改革を進めるとともに、教員の資質・能力の向上に努めます。

【主な取組】

- ・教育活動における安全管理の徹底
- ・ＩＣＴ環境の充実と教員のＩＣＴ活用指導力の向上
- ・少人数学級及び少人数指導によるきめ細かな指導の推進
- ・時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりの推進
- ・教員の養成・採用・研修の一体的な取組の推進
- ・教員の働き方改革の推進による児童生徒への指導の充実
- ・私立学校のＩＣＴ教育水準の向上を図る取組への支援など私学の振興 など

※4 障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、すべての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

5 自分の生き方を考える教育の充実

家族や所属する集団、地域社会における多様な人々との関わりの中で、自分を知り、生き方についての考え方を深め、自分の将来を自ら考えることのできる教育を推進します。

【主な取組】

- ・キャリア教育・職業教育の推進
- ・「じぶん未来学」※⁵など高校生が自分の生き方を主体的に学び考える学習の推進
- ・自己指導能力※⁶を育むための教育相談・支援体制の充実
- ・小・中・高等学校それぞれの段階における職場見学や職場体験活動、就業体験活動の推進 など

6 社会に参画する力を育む教育の充実

社会の出来事を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことなどを通して、社会の一員として必要な判断力や実践力等を育み、SDGsの達成など、今後の社会の在り方についての考えを深める教育を推進します。

【主な取組】

- ・税の公平性や社会保障の持続可能性など公共的な事柄に関する課題の解決に向けて主体的に探究する教育活動の推進
- ・環境や資源・エネルギー、開発や平和に関する教科等横断的な学習の推進
- ・契約や金融などに関わる知識や実践力を身に付ける消費者教育の充実
- ・多文化共生社会の担い手として必要な資質・能力の育成
- ・異世代交流等の体験的な学習やボランティア活動の推進
- ・若者の地域活動への支援による社会参加の促進やリーダーの育成 など

※5 家庭や地域社会の一員として、自分の生き方を考え、地域への愛着や定住意識を醸成し、地域を支え守る気持ちを育むために、高校生が、親・家族・家庭の意義や役割、地域社会について主体的に学べるプログラム

※6 自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断、実行する力

7 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

子どもたちが多様な人々との関わりの中で様々なことを経験しながら、幅広い年代の人々も互いに学び合うことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進します。

【主な取組】

- ・「地域学」など地域の魅力や課題等について探究する学習の推進
- ・「ふれあい学習」※⁷など家庭と地域の教育力の向上を目指す学習の推進
- ・地域学校協働本部※⁸等の地域の組織体制整備への支援や地域学校協働活動推進員※⁹等の養成
- ・地域課題解決に向けた高校・大学等と地域・企業等との連携・協働の取組の促進
- ・家庭教育支援プログラム※¹⁰等を活用した家庭教育の学習機会の充実
- ・子育てをする家庭を地域全体で支援する環境づくりの推進 など

8 ふるさとへの愛着や誇りを醸成する教育の充実

本県の魅力や日本の自然・歴史、伝統文化等への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇りを醸成する教育を推進します。

【主な取組】

- ・ふるさととちぎについて理解を深める「とちぎふるさと学習」の推進
- ・地域の伝統行事への参加や伝統芸能の体験など地域の教育資源を活用した教育活動の推進
- ・とちぎの歴史や文化を再発見し、県民の郷土愛を醸成する取組等の推進
- ・博物館、美術館等を活用した伝統や文化に関する教育の充実 など

※7 学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指して行う、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動

※8 多くの地域住民、団体等が参画し、それぞれがつながりをもちながら、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動を行う体制

※9 社会教育法第9条の7の規定に基づき、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者

※10 親同士が交流しながら子育てに必要な知識やスキル等を学ぶ参加型学習プログラム

9 高度な知識・技術、多様な文化に触れる教育の充実

情報化や国際化など急激に変化する社会において、グローバル化に対応できる人材や地域を担う人材を育成するために、より高度な知識や最新の技術、多様な文化に触れる機会の充実を図り、子どもたちの視野を広げ、挑戦意欲を引き出す教育を推進します。

【主な取組】

- ・高校と大学・研究機関等の連携による高度な学びの機会の充実
- ・「とちぎ子どもの未来創造大学」^{※11}など様々な分野において、専門性の高い技術などに触れる学習機会等の提供
- ・企業における最先端の技術に触れる機会や、各産業分野の専門家から高度な知識・技術を学ぶ機会の提供
- ・国際的視野やチャレンジ精神の涵養
- ・高校生の長期・短期留学支援
- ・STEAM教育^{※12}など教科横断的な学びの推進
- ・英語教育の充実及び教員の指導力の強化 など

※11 子どもたちに「本物」に触れる学習機会を提供するため、県内の高等教育機関、民間企業、関係機関等と連携した、小・中学生が受講できる多種多様な講座

※12 Science、Technology、Engineering、Art and Mathematics の略。科学・技術・工学・芸術・数学の教育分野を総称する語。各教育分野での学習を、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育

10 スポーツ・文化の振興と生涯学習の推進

様々な分野の本物に触れる機会の充実を図り、県民のスポーツ・文化への興味・関心を高め、誰もがスポーツ・文化に親しめる場を広げるとともに、生涯を通じて学び続けることができるよう、多様な学習機会を確保します。

【主な取組】

スポーツの振興

- ・すべての県民がスポーツに親しむことができる機会の提供
- ・県内プロスポーツチーム等との連携によるスポーツの振興
- ・県民総参加によるいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催や大会を通じて培われた有形・無形のレガシーの承継
- ・とちぎスポーツ医科学センターの活用などによる全国大会や国際大会で活躍する本県選手の発掘・育成・強化

文化の振興

- ・障害者等多様な主体の参画による文化芸術活動の促進と県立文化施設における優れた芸術鑑賞機会の提供
- ・貴重な伝統文化を継承する後継者の確保・育成
- ・地域の芸術家や若手アーティストの育成支援

生涯学習の推進

- ・とちぎ県民カレッジ^{※13}等による多様な学習機会の提供や、高齢者等が地域社会で活躍できる生涯学習の推進
 - ・社会人の学びのニーズに対応するための県内大学等と連携したリカレント教育^{※14}の推進
 - ・社会教育施設の機能を生かした学習機会の充実
- など

※13 県の各施設・市町の公民館・高等教育機関等で開催される講座等を体系的にまとめ、総合的に県民に提供する取組

※14 職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育

第5 施策の方向プラス

三つの基本目標すべてに関連し、10の「施策の方向」に加えて特に取り組むべき事項を「施策の方向プラス」として定めます。

心身の健康と豊かな人間性を育む食育の充実

食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むため、教育活動全体において食に関する指導を実施するとともに、家庭や地域等幅広い関係者との連携や交流を通して食育の充実を図ります。

「基本目標1」の実現に向けて

- ・ 食べ物を大切にする心の醸成
- ・ 規則正しく栄養バランスのとれた食生活の推進
- ・ 学校における食に関する指導体制の充実
- ・ 食品の安全性に関する知識習得への支援
- ・ 食育に関わる人材育成と活動支援

「基本目標2」の実現に向けて

- ・ 家庭で食を楽しむ共食の環境づくりの推進
- ・ 学校や地域、職場等において共食を楽しむ機会の拡大
- ・ 食に関する体験機会の拡大

「基本目標3」の実現に向けて

- ・ 学校給食や生産者との交流を通じた県産農産物への理解促進
- ・ 学校給食の地場産物活用推進
- ・ 地域の気候風土や伝統行事等と深く結びついた食文化の継承・発展

など

第6 おわりに

現在の社会は、様々な課題に直面し、先を見通すことが困難な時代となっています。そのような中、教育に関する施策の実施に当たっては、家庭教育、学校と地域の連携・協働、職業教育、更には保健、医療、福祉、安全対策など、知事部局と教育委員会との緊密な連携が一層重要となっています。

そのため、今後とも、栃木県総合教育会議の場等を活用しながら、連携を強化し、本県の未来を担う人づくりに向けて、教育、文化等の振興に関する各種施策の推進を図っていきます。

～とちぎの未来を担う人材の育成のために～

栃木県知事 福田 富一

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ